

松前町不妊治療における先進医療費補助金について

えひめ人口減少対策交付金を活用し、愛媛県と連携して実施します。
夫婦で受けた不妊治療の費用を補助する制度です。

県・市町連携事業

《対象となる夫婦》 全てに該当する必要があります

- どちらかが松前町に住民票がある夫婦
- 特定不妊治療開始日に妻が43歳未満である夫婦
- 先進医療により、妊娠の見込みがあると医師に診断されている夫婦
- 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様にある者は、不妊治療後に出生した子どもの認知を行う意向がある
- 他の自治体から同様の補助金の交付を受けていない夫婦
- 町税を滞納していない夫婦

「不妊治療における先進医療」とは、保険診療として実施される特定不妊治療(体外受精、顕微授精)と併せて行われる先進医療を言います。

《対象となる不妊治療》

- 令和5年4月1日以降に受けた不妊治療における先進医療

卵胞が発育しなかった場合、排卵が終了した場合、特定不妊治療を中止した場合は、補助の対象になりません。

《補助金の額と回数》

- 特定不妊治療1回につき、併せて行われる不妊治療における先進医療に要する額として、夫婦1組当たり5万円を上限
- 1子につき、6回（妻が満40歳に達した以降は3回）

《交付申請に必要な書類》

- 不妊治療における先進医療費補助金交付申請書兼請求書
- 不妊治療受診証明書
- 不妊治療を実施した医療機関が発行した領収書
- 町税の納税状況確認同意書

書類は、ホームページに掲載しています。

子育て支援課 子育て世代包括支援センター係（はぐはぐ）の窓口にもあります。

不妊検査受検証明書は、主治医が記入する書類です。

《交付申請の流れ》

松前町 子育て世代包括支援センター係 はぐはぐの窓口に必要な書類を提出

(審査)

↓
不妊治療における先進医療費補助金交付決定通知書で、審査の結果を通知

↓
適当と認めた場合は、申請者が指定する金融機関などの口座へ補助金を交付



問い合わせ先

- 《住所》 松前町筒井710-1 松前町総合福祉センター2階
- 《住所》 松前町 子育て世代包括支援センター係（はぐはぐ）
- 《電話番号》 089-985-4189
- 《開所時間》 月～土曜日 8:30～17:15(日・祝日・年末年始は閉所)

提出された書類に虚偽の記載があったり、補助金の申請について不正があったりした場合は、交付決定を取り消すことがあります。